

I 令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜 (全日制課程・定時制課程) 実施要項

令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜を実施する各学校の学科^{※1}(コース等^{※2})の求める生徒像については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜選考基準」(以下「選抜選考基準」という。)(別表1)のとおりとする。

※1 複数の学科やコースを一括して募集する「系」を含む。

※2 募集定員を定めたコースや校舎などのことで、別表1のとおりとする。

第1 特色化選抜

[1] 【連携型中高一貫】

特色化選抜【連携型中高一貫】は、連携型中高一貫教育校(南部高等学校龍神分校)で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【連携型中高一貫】に出願できる者は、田辺市立龍神中学校を令和9年3月に卒業見込みの者とする。

2 募集枠

募集定員に対する特色化選抜【連携型中高一貫】枠の割合は、50%程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、南部高等学校龍神分校で受け付ける。

令和9年1月21日(木)	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

ア 入学願(別記第1号様式)

イ 受検票(別記第2号様式)

ウ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙(全日制課程2,200円)をはることに。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙(全日制課程2,200円)がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

ア 副申書(別記第3号様式)

特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

イ 学力検査等特別措置願(別記第4号様式)

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合は、志願先の高等学校長に提出すること。

なお、学力検査等における特別の措置については、公平かつ適切な措置を検討するため、事前に中学校長が本人及び保護者からの相談に基づき内容を整理し、市町村教育委員会を通じて（県）学校教育局県立学校教育課に問い合わせること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、出願者に交付すること。

イ 高等学校長は、志願状況を集計し、別途指定する方法で（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

ウ 高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（県）教育長に提出し、協議のうえ、適切な措置を講じること。

5 入学者の選抜

(1) 選抜方法

入学者の選抜にあたっては、学力検査及び調査書によることなく、面接等、当該高等学校が実施する簡便な方法により行う。

なお、実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(2) 実施日時及び場所

ア 日時 令和9年1月28日（木） 午前9時から

イ 場所 南部高等学校龍神分校

6 合格内定の通知

高等学校長は、選考結果通知書（別記第5号様式）を中学校長（又は委任を受けた者）に、令和9年2月5日（金）午前10時に当該高等学校において手渡すものとする。ただし、選考結果通知書は、当該高等学校で作成すること。

なお、合格者の発表は、令和9年3月18日（木）午前10時に南部高等学校龍神分校において行う。

7 実施上の留意事項

(1) 中学校長は、在学者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願校・志願学科（コース等）の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。

(2) 高等学校長は、面接等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。

(3) 中学校長は、高等学校長に提出した書類等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに面接等の結果及び中学校長から提出された書類等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。

(4) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。

(5) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

(6) 実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。

[2] 【農業】

特色化選抜【農業】は、農業に関する学科を設置する高等学校（紀北農芸高等学校：生産流通科・施設園芸科、南部高等学校：食と農園科（調理コースを除く。））で実施する。

1 出願資格

- (1) 特色化選抜【農業（県内募集）】に出願することができる者は、次のア～ウのいずれかに該当する者のうち、本人及び保護者（親権者、親権者がいない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、かつ、特色化選抜【農業】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を令和8年4月から令和9年3月までの期間に修了（以下「卒業」に含める。）又は修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

- (2) 特色化選抜【農業（全国募集）】に出願することができる者は、前号ア～ウのいずれかに該当する者で、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【農業】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

2 募集枠

当該学科の募集定員に対する県内募集枠及び全国募集枠の割合は、次のとおりとする。

学校名	学科名	県内募集枠	全国募集枠
紀北農芸高等学校	生産流通科	20%程度	10%程度
	施設園芸科	20%程度	10%程度
南部高等学校	食と農園科 (調理コースを除く。)	20%程度	10%程度

3 志願校

志願者は、特色化選抜【農業】を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科（コース等）に限る。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

5 出願手続

- (1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第 1 号様式）
- イ 受検票（別記第 2 号様式）
- ウ 志願理由書（別記第 6 号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）をはることに。

(2) 中学校長の手続

ア 中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

（ア）令和 9 年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第 7 号様式）

（イ）副申書（別記第 3 号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

（ウ）学力検査等特別措置願（別記第 4 号様式）

第 1 [1] 第 4 項第 2 号イに準じて行う。

イ 県内募集については、本号アの提出書類とあわせて、推薦書（別記第 8 号様式）を作成し、志願先の高等学校長に提出すること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、又は直接、出願者に交付すること。

イ 高等学校長は、志願状況を課程・学科（コース等）別に集計し、別途指定する方法で（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

ウ 高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（県）教育長に提出し、協議のうえ、適切な措置を講じること。

6 調査書等の作成

(1) 調査書等作成委員会

中学校長は、調査書、副申書等の作成にあたっては、厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等作成委員会を組織し、その審議を経るものとする。

(2) 調査書等の作成

調査書等の具体的な作成要領は、「Ⅲ 令和 9 年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書等の作成について」による。

7 書類の審査

(1) 調査書等審査委員会

ア 高等学校長は、審査の厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等審査委員会を組織すること。

イ 調査書等審査委員会は、令和 9 年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」

という。)に基づいて提出された書類について審査すること。

- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された書類の中に、不明な事項等がある場合には、当該中学校長に説明又は訂正を求めることができる。ただし、訂正を求めた場合には、(県)教育長にその概要について文書で報告しなければならない。

8 検査等

出願者は、面接(口頭による検査を含む。)及び作文による検査(以下「面接・作文検査」という。)を受けるものとする。

なお、各学校の実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」(別表2)のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・作文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日(木)

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・作文検査は、原則として出願先高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

9 入学者の選抜

高等学校長は、志願理由書、調査書等及び面接・作文検査により、学科(コース等)の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

10 合格内定の通知

高等学校長は、選考結果通知書(別記第5号様式)を作成し、令和9年2月5日(金)に中学校長に「書留」にて郵送するものとする。令和9年2月9日(火)中に選考結果通知書が届かない場合は、令和9年2月12日(金)正午までに、志願先の高等学校に問い合わせること。

なお、合格者の発表は、令和9年3月18日(木)午前10時に各検査場所において一斉に掲示する。

11 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、特色化選抜【農業(県内募集)】にあたり、厳正、公平かつ適正を期するため、推薦委員会を設けること。
- (2) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。

- (3) 中学校長は、在学者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願校・志願学科（コース等）の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。
- (4) 高等学校長は、面接・作文検査等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。
- (5) 中学校長は、高等学校長に提出した調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに面接・作文検査等の結果及び中学校長から提出された調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。
- (6) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。
- (7) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (8) 実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。

[3] 【宇宙】

特色化選抜【宇宙】は、串本古座高等学校未来創造学科（宇宙探究コース）で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【宇宙（全国募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【宇宙】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【宇宙】の募集枠は、20名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、串本古座高等学校で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第1号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはることにする。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

5 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接（口頭による検査を含む。）及び小論文による検査（以下「面接・小論文検査」という。）を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・小論文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼入場	小論文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・小論文検査は、原則として串本古座高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

高等学校長は、志願理由書、調査書等及び面接・小論文検査により、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

- (1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。
- (2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (3) 前各項のほか、特色化選抜【宇宙】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。

[4] 【地域】

特色化選抜【地域】は、串本古座高等学校未来創造学科（地域探究コース）で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【地域（全国募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【地域】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選拔出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【地域】の募集枠は、10名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、串本古座高等学校で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第1号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはること。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

5 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接・作文検査を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・作文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼入場	作文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・作文検査は、原則として串本古座高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

第1〔2〕第9項に準じて行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

(1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。

(2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

(3) 前各項のほか、特色化選抜【地域】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。

[5] 【学際】

特色化選抜【学際】は、学際領域に関する学科を設置する高等学校（橋本高等学校：探究科、新宮高等学校：学彩探究科）で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【学際（全国募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【学際】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【学際】を実施する高等学校、学科名及び募集枠は、次のとおりとする。

学校名	学科名	募集枠
橋本高等学校	探究科	10名程度
新宮高等学校	学彩探究科	10名程度

3 志願校

志願者は、特色化選抜【学際】を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科（コース等）に限る。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

5 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第1号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはることにする。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第 7 号様式）
- イ 副申書（別記第 3 号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第 4 号様式）

(3) 高等学校長の手続

第 1 [2] 第 5 項第 3 号に準じて行う。

6 調査書等の作成

第 1 [2] 第 6 項に準じて行う。

7 書類の審査

第 1 [2] 第 7 項に準じて行う。

8 検査等

出願者は、面接・小論文検査を受けるものとする。

なお、各学校の実施方法については、「令和 9 年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表 2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・小論文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前 9 時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和 9 年 1 月 28 日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:35	10:50
点呼入場	小論文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・小論文検査は、原則として出願先高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ることに。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

9 入学者の選抜

第 1 [3] 第 8 項に準じて行う。

10 合格内定の通知

第 1 [2] 第 10 項に準じて行う。

11 実施上の留意事項

(1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。

(2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 9 年 3 月 31 日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

- (3) 前各項のほか、特色化選抜【学際】に関し必要な事項は、「第 1〔2〕 農業」各項の規定を準用する。

[6] 【芸術】

特色化選抜【芸術】は、和歌山高等学校総合学科で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【芸術（県内募集）】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、本人及び保護者の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、かつ、特色化選抜【芸術】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【芸術】の募集枠は、40名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、和歌山高等学校で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第1号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 申告書（別記申告書第1号様式）
- オ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはることに。

カ 音楽（器楽）を選択し、ピアノによる芸術実技検査を希望する者は、芸術実技検査で演奏する曲の楽譜を提出すること。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書、申告書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

5 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接及び芸術実技検査（以下「面接・芸術実技検査」という。）を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・芸術実技検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25
点呼入場	芸術実技検査、面接

（注）実施時間帯は、選択した芸術実技の内容により異なるため、当該高等学校長の指示による。

(2) 検査場所

面接・芸術実技検査は、原則として和歌山高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票、筆記用具、その他受検に必要なものを持参すること。なお、芸術実技検査に必要なものは、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接・芸術実技検査の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

高等学校長は、志願理由書、調査書等及び面接・芸術実技検査により、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

(1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期す

るため、特色化選抜委員会を設けること。

- (2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (3) 前各項のほか、特色化選抜【芸術】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。

[7] 【スポーツ健康科学】

特色化選抜【スポーツ健康科学】は、和歌山北高等学校スポーツ健康科学科で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【スポーツ健康科学】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特色化選抜【スポーツ健康科学】を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選拔出願条件」（別表3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者で、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 募集枠

特色化選抜【スポーツ健康科学】の募集枠は、県内及び全国の募集をあわせて15名程度とする。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、和歌山北高等学校の西校舎で受け付ける。

令和9年1月21日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年1月14日（木）から1月21日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

4 出願手続

(1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第9号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはること。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

(4) 注意事項

入学願の「競技スポーツ名」の欄には、出願条件を満たす競技スポーツの名称を記入すること。

また、「出願条件を満たす競技成績等」の欄には、その競技スポーツにおける大会等の正式名称、主催団体、競技・種目名、順位を1つ記入し、それを証明する個人名の入った客観的な書類（賞状等）のコピー（縮小・折り曲げ可）を、裏面に貼付すること。

5 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

6 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

7 検査等

出願者は、面接及び運動能力実技検査（以下「面接・運動能力実技検査」という。）を受けるものとする。

なお、実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・運動能力実技検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25
点呼入場	運動能力実技検査、面接

（注）実施時間帯は、当該高等学校長の指示による。

(2) 検査場所

面接・運動能力実技検査は、原則として和歌山北高等学校の西校舎で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票、筆記用具、その他受検に必要なものを持参すること。なお、運動能力実技検査に必要なものは、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接・運動能力実技検査の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

8 入学者の選抜

高等学校長は、志願理由書、調査書等及び面接・運動能力実技検査により、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

9 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

10 実施上の留意事項

- (1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。
- (2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 9 年 3 月 31 日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (3) 前各項のほか、特色化選抜【スポーツ健康科学】に関し必要な事項は、「第 1 [2] 農業」各項の規定を準用する。

[8] 【スポーツ】

特色化選抜【スポーツ】は、県教育委員会の指定を受けた高等学校で実施する。

1 出願資格

特色化選抜【スポーツ】に出願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、特色化選抜【スポーツ】を実施する高等学校が定める「令和 9 年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表 3）を満たすものとする。

- (1) 中学校を令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間に卒業又は卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

2 実施校、指定競技スポーツ及び募集枠

特色化選抜【スポーツ】を実施する高等学校、指定競技スポーツ及び募集枠は、次のとおりとする。

学校名	競技スポーツ名	募集枠※	
		男子	女子
笠田高等学校	ソフトボール	—	3 名程度
和歌山北高等学校 (普通科のみ)	陸上競技	3 名程度	
	レスリング	3 名程度	—
	自転車競技	3 名程度	—
	なぎなた	—	3 名程度
	ソフトテニス	3 名程度	—
和歌山東高等学校	剣道	3 名程度	
和歌山工業高等学校	ヨット	3 名程度	
和歌山商業高等学校	相撲	3 名程度	—
箕島高等学校	相撲	3 名程度	—
紀央館高等学校	陸上競技	3 名程度	

※ 募集枠は県内及び全国の募集をあわせたものとする。

3 志願校

志願者は、特色化選抜【スポーツ】を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は 1 校 1 課程 1 学科（コース等）に限る。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

なお、和歌山北高等学校に出願する者は、和歌山北高等学校の北校舎で受け付ける。

令和 9 年 1 月 21 日（木）	午前 9 時から午後 3 時まで
--------------------	------------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和 9 年 1 月 14 日（木）から 1 月 21 日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

5 出願手続

- (1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第9号様式）
- イ 受検票（別記第2号様式）
- ウ 志願理由書（別記第6号様式）
- エ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはることに。

(2) 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第1〔2〕第5項第2号アに準じて行う。）を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- ア 調査書（別記第7号様式）
- イ 副申書（別記第3号様式）
- ウ 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

(3) 高等学校長の手続

第1〔2〕第5項第3号に準じて行う。

(4) 注意事項

ア 入学願について

入学願の「競技スポーツ名」の欄には、希望する競技スポーツ名を記入すること。また、「出願条件を満たす競技成績等」の欄には、出願条件を満たす競技成績から1つについて、大会等の正式名称、主催団体、競技・種目名、順位を記入し、それを証明する個人名の入った客観的な書類（賞状等）のコピー（縮小・折り曲げ可）を、裏面に貼付すること。なお、「志願学科（コース等）」の欄に学科（コース等）名を記入すること。加えて、和歌山北高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

イ 受検票について

和歌山北高等学校普通科への志願者は、受検票の「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

6 調査書等の作成

第1〔2〕第6項に準じて行う。

7 書類の審査

第1〔2〕第7項に準じて行う。

8 検査等

出願者は、面接・作文検査を受けるものとする。

なお、各学校の実施方法については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表2）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・作文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前9時までに検査場所に

集合すること。

ア 期日 令和9年1月28日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・作文検査は、原則として出願先高等学校で行う。

なお、和歌山北高等学校への出願者については、和歌山北高等学校の北校舎で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

9 入学者の選抜

第1〔2〕第9項に準じて行う。

10 合格内定の通知

第1〔2〕第10項に準じて行う。

11 実施上の留意事項

(1) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、特色化選抜委員会を設けること。

(2) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

(3) 前各項のほか、特色化選抜【スポーツ】に関し必要な事項は、「第1〔2〕農業」各項の規定を準用する。

第2 一般選抜

一般選抜は、入学者選抜を実施する募集定員を定めたすべての学科^{※1}（コース等^{※2}）で実施する。

なお、各学校の実施内容については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜選考基準」（以下「選抜選考基準」という。）（別表1）のとおりとする。

※1 複数の学科やコースを一括して募集する「系」を含む。

※2 募集定員を定めたコースや校舎などのことで、別表1のとおりとする。

1 出願資格

出願することができる者は、本人及び保護者（親権者、親権者がいない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、次のいずれかに該当するものとする。

なお、定時制課程については、和歌山県内に本人の住所があるか、勤務していること。又は、入学日までに和歌山県内に住所があるか、勤務することが確実にできれば出願することができる。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和9年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同以上の学力があると認められる者

2 学科（コース等）及び募集定員

学科（コース等）及び募集定員は、別に定める。

3 志願校

- (1) 志願者は、一般選抜を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科（コース等）に限る。
- (2) 志願者は、同一校、同一課程に限り、第1志望として出願した学科（コース等）以外の学科（コース等）を第2志望として出願することができる。ただし、新宮高等学校全日制課程学彩探究科を第1志望とする者は、普通科又は総合学科を第2志望とすることができるが、普通科又は総合学科を第1志望とする者は、学彩探究科を第2志望とすることはできない。

また、昼間及び夜間の定時制課程を設置している高等学校については、同一校において、昼間の定時制課程と夜間の定時制課程のいずれかを第2志望として出願することができる。

4 一般出願

- (1) 出願受付期間及び出願先

出願受付期間は、次のとおりとし、和歌山県電子申請サービスで受け付ける。

受付月日	受付時間	出願先
令和9年2月19日（金）	午前9時から正午まで	和歌山県電子申請サービス ^{※3}

ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者は、持参又は郵送により、それぞれ志願先の高等学校（分校への志願者はそれぞれの分校で、また、和歌山北高等学校の北校舎及び西校舎、海南高等学校の海南校舎及び大成校舎（以下「校舎別の高等学校」という。）への志願者はそれぞれの校舎）で受け付ける。また、新宮高等学校への志願者は、全日制課程の普通科、学彩探究科、総合学科及び夜間の定時制課程については新宮校舎、昼間の定時制課程については新翔校舎（以下、「課

程・学科（コース等）別に指定する校舎」という。）でそれぞれ受け付ける。

持参する場合の受付期間は、令和 9 年 2 月 19 日（金）の午前 9 時から午後 4 時までとする。郵送の場合は、「書留」とし、令和 9 年 2 月 15 日（月）から 2 月 19 日（金）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、持参又は郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

※ 3 アクセス手順

和歌山県ホームページ → 相談窓口・電子申請・県報 → 電子申請 → 和歌山県電子申請サービスポータル → カテゴリー検索（13_教育委員会） → 令和 9 年度和歌山県立高等学校入学者選抜一般出願

(2) 出願手続

ア 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、志願先の高等学校長に提出すること。

なお、他の都道府県から和歌山県立高等学校を志願する場合は、「Ⅳ 他の都道府県からの高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

（ア）入学願（別記第 10 号様式）

（イ）受検票（別記第 2 号様式）

（ウ）申告書（別記申告書第 2 号様式）

和歌山北高等学校スポーツ健康科学科を志願する者のみ提出すること。（第 2 志望の場合も提出）

（エ）入学考査手数料

本出願時に、入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円、定時制課程 950 円）をはることを要すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、第 4 項第 2 号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第 11 号様式）※⁴に必要事項を入力し、別途指定する方法で、和歌山県電子申請サービスから（県）学校教育局県立学校教育課長に提出すること。

※ 4 ダウンロード手順

和歌山県教育委員会ホームページ → 入試・採用・募集 → 入試 → 県立高校入学者選抜 → 令和 9 年度県立高校入学者選抜 → 令和 9 年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項 → 一般出願者報告書（別記第 11 号様式）

ウ 高等学校長の手続

高等学校長は、第 4 項第 2 号アのただし書きに該当する者から出願があった場合、提出された書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第 11 号様式）に必要事項を入力し、別途指定する方法で（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

エ 注意事項

(ア) 入学願について

第3項第2号による志願者は、入学願の「志願学科（コース等）」の欄に志望順位別に学科（コース等）名を、定時制課程については昼間、夜間の別も記入すること。また、校舎別の高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

令和9年3月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

(イ) 受検票について

分校への志願者は、受検票の「志願校」の欄にその志願先の分校名を記入すること。また、校舎別の高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

オ 志願状況の発表

(ア) (県) 学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会において、一般出願に係る志願状況一覧表を令和9年2月24日（水）午前9時に掲示する。

なお、掲示場所については、(県) 学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会に問い合わせること。

(イ) 中学校長には、各市町村教育委員会を通じて通知する。

(3) 志願先の変更

ア 志願者は、本出願にあたって、一般出願の際に提出した志願先の学校や学科（コース等）を、1回に限り変更することができる（同一校における学科（コース等）を変更しようとする者及び第2志望を変更しようとする者も含む。）。

イ 志願先を変更しようとする者は、次の（ア）～（ウ）の変更手続を行うこと。

（ア）中学校長に申し出て、入学願と受検票の返却を受ける。

（イ）入学願と受検票を新たに作成する。

（ウ）入学願と受検票を中学校長に再提出する。

なお、第4項第2号アのただし書きに該当する者については、令和9年2月24日（水）から令和9年3月1日（月）まで（各日とも午前9時から午後4時まで）に、一般出願時に書類を提出した高等学校長に願い出て指示を受けること。

5 本出願

(1) 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校（分校についてはそれぞれの分校、校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎、新宮高等学校については課程・学科（コース等）別に指定する校舎）で受け付ける。

受付月日	受付時間	場所
令和9年3月2日（火）	午前9時から午後4時まで	志願先の高等学校
令和9年3月3日（水）	午前9時から午後3時まで	志願先の高等学校

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年2月25日（木）から3月2日（火）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

(2) 出願手続

ア 志願者の手続

- （ア）志願者は、志願先の変更手続をした場合を除き、一般出願の際に提出した志願先の学校・学科（コース等）以外に本出願をすることができない。
- （イ）一家転住などやむを得ない事情で一般出願できなかった志願者は、その理由を入学願の裏面に記載し、受検票とともに中学校長に提出すること。
- （ウ）第4項第2号アのただし書きに該当する者で志願先を変更した者は、第4項第2号アに準じ、書類を直接志願先の高等学校長に提出すること。

イ 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円、定時制課程 950 円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

- （ア）令和9年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第7号様式）

令和3年3月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

- （イ）副申書（別記第3号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

- （ウ）学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合は、志願先の高等学校長に提出すること。

なお、学力検査等における特別の措置については、公平かつ適切な措置を検討するため、事前に中学校長が本人及び保護者からの相談に基づき内容を整理し、市町村教育委員会を通じて（県）学校教育局県立学校教育課に問い合わせること。

ウ 高等学校長の手続

- （ア）高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、又は直接、出願者に交付すること。
- （イ）高等学校長は、志願状況を課程・学科（コース等）別に集計し、別途指定する方法で（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。
- （ウ）高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（県）教育長に提出し、協議の

うえ、適切な措置を講じること。

6 調査書等の作成

(1) 調査書等作成委員会

中学校長は、調査書、副申書等の作成にあたっては、厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等作成委員会を組織し、その審議を経るものとする。

(2) 調査書等の作成

調査書等の具体的な作成要領は、「Ⅲ 令和9年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書等の作成について」による。

7 書類の審査

(1) 調査書等審査委員会

ア 高等学校長は、審査の厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等審査委員会を組織すること。

イ 調査書等審査委員会は、令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて提出された書類について審査すること。

(2) 高等学校長は、中学校長から提出された書類の中に、不明な事項等がある場合には、当該中学校長に説明又は訂正を求めることができる。ただし、訂正を求めた場合には、（県）教育長にその概要について文書で報告しなければならない。

8 学力検査等

出願者は、令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）を受けるものとする。また、高等学校長は、学力検査のほかに面接（口頭による検査を含む。）、作文又は小論文、実技（プレゼンテーション等を含む。）による検査（以下「面接・実技検査等」という。）を実施することができる。

ただし、令和9年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、学力検査終了後、別途、面接を実施するものとする。

各学校の実施内容については、「選抜選考基準」（別表1）及び「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の面接・実技検査等」（別表4）のとおりとする。

(1) 学力検査と配点

ア 学力検査

学力検査の教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））とする。

リスニングテストは、外国語（英語）の検査時間の冒頭で校内放送設備を用いて一斉に行う。

イ 配点

各教科100点満点とする。ただし、高等学校長は、学科（コース等）の特色を考慮し、特定の教科について2倍を超えない範囲で傾斜配点することができる。

なお、傾斜配点を行う学校については、「選抜選考基準」（別表1）のとおりとする。

(2) 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日	学力検査	令和9年3月10日（水）
	面接・実技検査等	令和9年3月11日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

第 1 日（学力検査）

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休 憩	社会	休 憩	数学	(昼食)	理科	休 憩	外国語 (英語)	

第 2 日（面接・実技検査等）

9:00
面接・実技検査等

（注）実施時間帯は、実施校により異なるため、当該高等学校長の指示による。

(3) 検査場所

学力検査、面接・実技検査等は、原則として出願先高等学校（分校についてはそれぞれの分校、校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎、新宮高等学校については課程・学科（コース等）別に指定する校舎）で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接・実技検査等の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ 実技検査を受ける者は、出願先高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

オ 受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合、当該受検者の在学又は出身校の中学校長は、出願先の高等学校長に速やかにその旨を報告するとともに、再学力検査を希望する場合は、受検できなかった理由が正当であることを証明する書類（医師の診断書等）を添え、令和 9 年 3 月 17 日（水）正午までに出願先の高等学校長に再学力検査受検願（別記第 12 号様式その 1）を届け出るものとする。また、届出を受けた高等学校長は、事情内容を審査し、正当と認められるときは、再学力検査受検許可書（別記第 12 号様式その 2）を交付し、その受検を許可するものとする。

9 定時制課程における満 20 歳以上特別措置

(1) 対象者及び内容

ア 満 20 歳以上の志願者（平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた者）で、定時制課程満 20 歳以上特別措置を希望する者とする。

イ 作文及び面接による検査を行う。

ウ 調査書の提出を省略することができる。

(2) 申請手続

この特別措置の適用を受けようとする者は、一般出願の際、定時制課程満 20 歳以上特別措置申請書（別記第 13 号様式）に中学校卒業証明書又は高等学校入学資格を証する書類を添付して、直接、志願先の高等学校長に提出すること。ただし、志願先の変更はできない。

(3) 検査期日と日程

検査期日は、学力検査と同一日とし、日程は、次のとおりとする。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接

(4) 満 20 歳以上特別措置による入学者数

別に定める募集定員の 10%を標準とし、募集定員内で出願状況に応じて当該高等学校長が決定する。

(5) 検査場所

出願先高等学校で行う。

(6) 検査当日の注意

第 8 項第 4 号に準ずるものとする。

(7) 入学願等の交付

入学願、受検票、定時制課程満 20 歳以上特別措置申請書については、（県）学校教育局県立学校教育課及び定時制課程を有する高等学校において交付する。

10 入学者の選抜

高等学校長は、出願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず、次の要領によって、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

(1) 合否判定の原則

合否の判定は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び学力検査の成績に基づいて行う。ただし、面接・実技検査等を実施した学校・学科（コース等）にあつては、その成績も判定資料とする。

なお、各学校の一般選抜における入学者の選抜基準は、「選抜選考基準」（別表 1）のとおりとする。

(2) 判定資料の評価

ア 調査書

調査書の「評定」、「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」等にその他の記載内容を加味し、総合的に評価すること。

(ア) 評定

次の方法で算出し、計 180 点満点とする。ただし、調査書に記載されている全教科の評定を対象として、2 倍を超えない範囲で傾斜評価を実施することができる。傾斜評価を行う学校については、「選抜選考基準」（別表 1）のとおりとする。

なお、傾斜評価を実施する学科（コース等）にあつては、傾斜評価後の合計を満点とすること。

a 第 1・第 2 学年の評定

第 1・第 2 学年の 9 教科の 5 段階評定の合計を算出する。 (90 点満点)

b 第3学年の評定

第3学年の9教科の5段階評定の合計を2倍して算出する。(90点満点)

(イ) 特別活動及び校内外の活動等

「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する特記事項」、「観点別学習状況」及びその他の記載内容を総合的に評価すること。

イ 学力検査の成績

学力検査実施教科は各教科100点満点とし、計500点満点とする。ただし、傾斜配点を実施する学科(コース等)にあつては、傾斜配点後の合計を満点とすること。

ウ 面接・実技検査等の成績

(ア) 面接(口頭による検査を含む。)

段階的に評価する。

(イ) 作文又は小論文、実技(プレゼンテーション等を含む。)による検査

検査結果を適切に点数化して評価する。

エ その他の資料

中学校長から副申書等の提出があつた場合は、その記載内容に留意すること。

(3) 合否判定の手順について

次のア～エの各段階順に判定していくものとし、第2志望を認める学校にあつては、初めに第1志望の者を対象として第2段階までの判定を行い、次に第2段階まで合格予定者にならなかった者にスポーツ推薦で合格しなかった者及び第2志望の者を加えて、第3段階の判定を行うものとする。

なお、受検者の数が一般選抜募集枠(以下この号において「募集枠」という。)に満たない場合は、第1段階、第2段階に示した人数の割合を、いずれも全受検者に対する割合としたうえで、合否を判定するものとする。ただし、出願者が少人数のため、各段階順による判定が困難な場合は、前号判定資料の評価に基づき、総合的に判定することができる。

ア 第1段階

全受検者のうち、次の(ア)、(イ)及び、面接・実技検査等を実施した場合は(ウ)のいずれかにおいて、それぞれの条件を満たす者を合格予定者とする。ただし、第1段階での合格予定者数は、募集枠の80%を上限とし、80%を超えた場合は、(ア)～(ウ)をそれぞれの割合(募集枠に対する割合)が保たれるよう減じることにより調整するものとする。

(ア) 「調査書」の記載内容が優れた者で「学力検査の成績」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」(別表1)に示した割合内にある者。ただし、面接・実技検査等を実施した場合は、その成績が著しく下位の者を除く。

(イ) 「学力検査の成績」が優れた者で「評定」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」(別表1)に示した割合内にある者。ただし、面接・実技検査等を実施した場合は、その成績が著しく下位の者を除く。

(ウ) 「面接・実技検査等の成績」が優れた者で「評定」及び「学力検査の成績」が募集枠内にある者のうち、「選抜選考基準」(別表1)に示した割合内にある者。

イ 第2段階

第1段階における合格予定者数が募集枠の80%に満たない場合は、第1段階の(ア)～(ウ)を同じ割合(募集枠に対する割合)が保たれるよう増加させることにより、合格予定者数が募集枠の80%になるまで調整する。

ウ 第3段階

第1段階及び第2段階の合格予定者を除いたすべての受検者に、スポーツ推薦で合格しなかった者及び第2志望の者を加え、「調査書」及び「学力検査の成績」並びにその他の資料や面接・実技検査等を実施したときの成績も含め、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、合格予定者とする。ただし、用いる判定資料はこれらの受検者に共通のものとする。

エ 第4段階

第3段階において、募集枠までを合格予定者としたうえ、更に、全受検者について総合的な観点から検討し、最終的に合格者を決定する。

11 合格者の発表

令和9年3月18日（木）午前10時に各検査場所において一斉に掲示する。

12 入学資格認定検査

学校教育法施行規則第95条第5号の規定による高等学校入学資格認定検査については、令和9年1月29日（金）に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、令和9年1月22日（金）正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。

なお、入学資格認定検査の実施方法については、志願先の高等学校長が定めるものとする。

13 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、在学者又は出身者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願校・志願学科（コース等）の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。
- (2) 高等学校長は、学力検査等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。
- (3) 中学校長は、高等学校長に提出した調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに学力検査等の結果及び中学校長から提出された調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。
- (4) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。
- (5) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和9年3月31日（水）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（令和4年3月～令和8年3月中学校卒業生）についても、同様に提出すること。

- (6) 第8項の実施方法については、高等学校長に別途通知する。
- (7) 実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。

第3 スポーツ推薦

スポーツ推薦は、県教育委員会の指定を受けた高等学校で実施する。

なお、指定する高等学校、競技スポーツ及び募集枠については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜のスポーツ推薦実施校、指定競技スポーツ及び募集枠等」（別表5）のとおりとする。

1 出願資格

- (1) 本人及び保護者の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとする。

また、第2第1項に準ずる者のうち、令和8年4月から令和9年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者とし、かつ、次号の条件を満たすものとする。

- (2) 次のア及びイの条件を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア 特別活動及び校内外の活動等において優れた点が見られ、生活態度が良好であること。

イ スポーツ推薦を実施する高等学校が定める「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜のスポーツ推薦出願条件」（別表6）に適合すること。

2 志願校

- (1) 志願者は、スポーツ推薦を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。

ただし、出願は1校1課程1学科（コース等）に限る。

- (2) 志願者は、同一校、同一課程に限り、第1志望として出願した学科（コース等）以外の学科（コース等）を一般選抜の第2志望として出願することができる。

3 一般出願

- (1) 出願受付期間及び出願先

出願受付期間は、次のとおりとし、和歌山県電子申請サービスで受け付ける。

受付月日	受付時間	出願先
令和9年2月19日（金）	午前9時から正午まで	和歌山県電子申請サービス※ ¹

※1 アクセス手順

和歌山県ホームページ → 相談窓口・電子申請・県報 → 電子申請 → 和歌山県電子申請サービスポータル → カテゴリー検索（13_教育委員会） → 令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜一般出願

- (2) 出願手続

ア 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

なお、他の都道府県から和歌山県立高等学校を志願する場合は、「Ⅳ 他の都道府県からの高等学校入学志願者等に関する手続について」による。

(ア) スポーツ推薦入学願（別記第14号様式）

(イ) 受検票（別記第2号様式）

(ウ) 入学考査手数料

スポーツ推薦入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円）をはることに。

イ 中学校長の手続

中学校長は、第3項第2号アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、一般出願者報告書（別記第11号様式）※²に必要事項を入力し、別途指定する方法で、和歌山県電子申請サービス

から（県）学校教育局県立学校教育課長に提出すること。

※2 ダウンロード手順

和歌山県教育委員会ホームページ → 入試・採用・募集 → 入試 → 県立高校入学者選抜 → 令和9年度県立
高校入学者選抜 → 令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項 → 一般出願者報告書（別記第11号様式）

ウ 注意事項

（ア）スポーツ推薦入学願について

第2項第2号による志願者は、スポーツ推薦入学願の「志願学科（コース等）」の欄に志望順位別に学科（コース等）名を記入すること。また、校舎別の高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

（イ）受検票について

校舎別の高等学校普通科への志願者は、受検票の「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

（ウ）志願先の変更等について

第2第4項第3号に基づく志願先の変更及び第2第5項第2号ア（イ）による本出願からの出願はできない。

4 本出願

（1）出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校（校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎）で受け付ける。

受付月日	受付時間	場所
令和9年3月2日（火）	午前9時から午後4時まで	志願先の高等学校
令和9年3月3日（水）	午前9時から午後3時まで	志願先の高等学校

郵送の場合は、「書留」とし、令和9年2月25日（木）から3月2日（火）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

（2）出願手続

ア 中学校長の手続

中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、スポーツ推薦入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類（作成は第2第5項第2号イに準じて行う。）を作成し、スポーツ推薦入学願、受検票他、必要書類とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

（ア）スポーツ推薦書（別記第15号様式）

（イ）調査書（別記第7号様式）

（ウ）副申書（別記第3号様式）

(エ) 学力検査等特別措置願（別記第4号様式）

イ 高等学校長の手続

第2第5項第2号ウに準じて行う。

5 学力検査等

出願者は、学力検査及びスポーツ実技検査等を受けるものとする。

なお、スポーツ実技検査等については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜のスポーツ推薦におけるスポーツ実技検査等」（別表7）のとおりとする。

(1) 検査期日と日程

学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 学力検査 令和9年3月10日（水）

スポーツ実技検査等 令和9年3月11日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

第1日（学力検査）

9:00	9:25	10:15	10:30	11:20	11:35	12:25	13:10	14:00	14:15	15:05
点呼 入場	国語	休憩	社会	休憩	数学	(昼食)	理科	休憩	外国語 (英語)	

第2日（スポーツ実技検査等）

9:00
スポーツ実技検査等

（注）実施時間帯は、実施校により異なるため、当該高等学校長の指示による。

(2) 検査場所

学力検査、スポーツ実技検査等は、原則として出願先高等学校で行う。

ただし、和歌山北高等学校普通科への出願者のスポーツ実技検査等については、和歌山北高等学校の西校舎で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、学力検査受検中は、受検票を机上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ スポーツ実技検査等の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ スポーツ実技検査を受ける者は、出願先高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

オ 受検者がやむを得ない事情で受検できなくなった場合は、第2第8項第4号オに準ずる。

6 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、学力検査、スポーツ実技検査等の結果及びスポーツ推薦書、調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

- (2) スポーツ推薦で合格しなかった者は、第2第10項第3号に準じ、一般選抜において合否を判定するものとする。

7 合格者の発表

令和9年3月18日（木）午前10時に各検査場所において一斉に掲示する。また、高等学校長は、選考結果通知書（別記第5号様式）を中学校長に送付するものとする。ただし、選考結果通知書は、各高等学校で作成すること。

8 実施上の留意事項

第2第13項に準ずる。

9 その他の事項

- (1) 中学校長は、スポーツ推薦にあたり、厳正、公平かつ適正を期するため、推薦委員会を設けること。
- (2) 高等学校長は、スポーツ実技検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期するため、スポーツ推薦選抜委員会を設けること。
- (3) 前各項のほか、スポーツ推薦に関し必要な事項は、「第2 一般選抜」各項の規定を準用する。

第4 追募集

追募集は、合格者が募集定員に満たない学科（コース等）で実施する。

1 出願資格

出願資格は、第2第1項に定めるとおりとする。ただし、既に和歌山県内の公立高等学校に合格している者、特別支援学校高等部に進学が決定している者及び再学力検査の受検を許可されている者を除く。

2 追募集枠

追募集枠の通知は、次の各号により行う。

- (1) (県) 学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会において、追募集枠一覧表を令和9年3月18日（木）午後2時に掲示する。

なお、掲示場所については、(県) 学校教育局県立学校教育課及び各市町村教育委員会に問い合わせること。

- (2) 中学校長には、各市町村教育委員会を通じて通知する。

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校（分校についてはそれぞれの分校、校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎、新宮高等学校については課程・学科（コース等）別に指定する校舎）で受け付ける。

令和9年3月24日（水）	午前9時から午後4時まで
--------------	--------------

4 出願手続

- (1) 志願者の手続

入学志願者は、次の書類等を在学又は出身校の中学校長に提出すること。ただし、中学校在学及び卒業の者以外の志願者については、次の書類のほかに高等学校入学資格を証する書類を添付し、直接、志願先の高等学校長に提出すること。

ア 入学願（別記第16号様式）

イ 受検票（別記第2号様式）

ウ 入学考査手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程2,200円、定時制課程950円）をはることに。

- (2) 中学校長の手続

中学校長は、前号の書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程2,200円、定時制課程950円）がはられていることを確かめるとともに、調査書（別記第7号様式）及び必要に応じて副申書（別記第3号様式）、学力検査等特別措置願（別記第4号様式）を作成し、入学願、受検票他、必要書類とあわせて志願先の高等学校長に（分校についてはそれぞれの分校に、校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎に、新宮高等学校については課程・学科（コース等）別に指定する校舎に）提出すること。

- (3) 高等学校長の手続

第2第5項第2号ウに準じて行う。

- (4) 注意事項

ア 入学願について

第2第3項第2号により志願する者は、入学願の「志願学科（コース等）」の欄に志望順位別

に学科（コース等）名を、定時制課程については昼間、夜間の別も記入すること。また、校舎別の高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

令和9年3月中学校卒業見込みの者以外の志願者は、入学願の「卒業後の状況」の欄に最終学校卒業後の履歴等を記入すること。

イ 受検票について

分校への志願者は、受検票の「志願校」の欄にその志願先の分校名を記入すること。また、校舎別の高等学校普通科への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「学科名（校舎名）」を、複数の学科やコースを一括して募集する「系」への志願者は、「志願学科（コース等）」の欄に「系の名称」を記入すること。

5 学力検査等

出願者は、令和9年度和歌山県立高等学校入学者追募集学力検査（以下「追学力検査」という。）及び面接を受けるものとする。また、高等学校長は、追学力検査及び面接のほかに作文又は小論文、実技による検査（以下「実技検査等」という。）を実施することができる。

ただし、令和9年3月中学校卒業見込みの者以外の出願者には、追学力検査、面接、実技検査等終了後、別途、面接を実施するものとする。

各学校の実施内容については、「令和9年度和歌山県立高等学校入学者選抜の学校別実施概要（追募集）」（別表8）のとおりとする。

(1) 追学力検査と配点

ア 追学力検査

総合問題とする。総合問題の対象教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。

イ 配点

総合問題は100点満点とする。

(2) 検査期日と日程

追学力検査等の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、追学力検査当日午前9時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和9年3月26日（金）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:25	10:40
点呼入場	追学力検査 (総合問題)	休憩	面接、実技検査等

(3) 検査場所

追学力検査、面接、実技検査等は、原則として出願先高等学校（分校についてはそれぞれの分校、校舎別の高等学校についてはそれぞれの校舎、新宮高等学校については課程・学科（コース等）別に指定する校舎）で行う。

(4) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参し、追学力検査受検中は、受検票を机の上に置くこと。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ることに。

ウ 面接、実技検査等の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

エ 実技検査を受ける者は、出願先高等学校長の指示に従い、受検できる服装等を準備すること。

6 定時制課程における満 20 歳以上特別措置

第 2 第 9 項に準じて行う。

7 入学者の選抜

高等学校長は、追学力検査、面接等の結果及び調査書等を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

8 合格者の発表

令和 9 年 3 月 30 日（火）午前 10 時に各検査場所において一斉に掲示する。

9 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 9 年 4 月 1 日（木）までに、進学先の高等学校長に提出すること。

なお、中学校において生徒健康診断票を保存している過年度卒業生（令和 4 年 3 月～令和 8 年 3 月中学校卒業生）についても、同様に提出すること。

- (2) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡については、受検者等に十分配慮して行うこと。
- (3) 前各項のほか、追募集に関し必要な事項は、「第 2 一般選抜」各項の規定を準用する。

第5 再学力検査

再学力検査は、一般選抜で再学力検査受検許可書を交付した高等学校において、追募集と同期日、同日程で実施する。

1 受検資格

一般選抜に出願し、第2第8項第4号オにより、再学力検査受検許可書の交付を受けた者とする。

2 学力検査等

第4第5項に準じて行う。

3 入学者の選抜

第2第10項及び第4第7項に準じて行い、再学力検査の受検者が有利又は不利になることのないよう十分配慮すること。

4 合格者の発表

第4第8項に準じて行う。

5 実施上の留意事項

前各項のほか、再学力検査に関し必要な事項は、「第4 追募集」各項の規定を準用する。